

学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス以外）による出席停止及び再登校について

比治山学園中学・高等学校

学校感染症にかかった場合には、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとります。出席停止期間中は、医師の指示に従って療養してください。

なお、病状が回復し、主治医より登校の許可が出ましたら、下記の「学校感染症治癒証明書」を医療機関で記入していただき、登校の際に学校（担任）へ提出してください。

《出席停止について》

- 学校における感染症の拡大防止を目的とします。
- 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18・19条）は、次のとおりです。

	疾患名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

《医療機関 記入欄》

（切りとらないでください）

学校感染症治癒証明書	
学校長 様	中学・高校 年 組 番
診断名: _____	
上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。	
なお、令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで 自宅療養を要したことを認めます。	
令和 年 月 日	医療機関名
	医師名
	印